

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかし、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に国連総会において採択された障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されました。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法の第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化施策を義務づけております。

よって、国におかれては、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月30日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣